

京都市告示第641号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成30年3月19日

京都市長 門川大作

道路の種類                   市道  
 供用開始の期日           告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
松賀茂緯2号線	左京区松ヶ崎芝本町20番地の4地先内	旧	メートル 3.00	メートル 6.05
		新	3.00	6.00 ~ 12.00
松賀茂緯3号線	左京区松ヶ崎芝本町20番地の7地先内	旧	3.00	6.00
		新	3.00	6.00 ~ 11.80
牛尾道	山科区小山中ノ川町89番地の2地先から 同町89番地の13地先まで	旧	54.00	4.35 ~ 5.70
		新	54.00	6.01 ~ 6.05
山科小山緯19号線	山科区小山中ノ川町89番地の2地先から 同町89番地の13地先まで	旧	54.00	4.35 ~ 5.70
		新	54.00	6.01 ~ 6.05
松尾山田緯20号線	西京区山田北山田町46番地9地先から 同町46番地の11地先まで	旧	21.90	4.50 ~ 5.25
		新	21.90	6.00 ~ 6.02

(建設局土木管理部道路明示課)